

随意契約理由書

1 案件名称

戸籍先例全集ほか2点（追録）買入及び同経費の支出について

2 契約の相手方

株式会社ぎょうせい

3 随意契約理由

書籍は再販売価格維持制度により価格維持されており、また、当該書籍の特殊性から、一般の書店では本市の必要数を有しておらず、迅速かつ確実に調達するためには、直接、出版元に発注する必要がある。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により日本加除出版株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当（電話番号：06-6208-7337）

随意契約理由書

1 案件名称

日本行政区画便覧ほか4点（追録）買入及び同経費の支出について

2 契約の相手方

日本加除出版株式会社

3 随意契約理由

書籍は再販売価格維持制度により価格維持されており、また、当該書籍の特殊性から、一般の書店では本市の必要数を有しておらず、迅速かつ確実に調達するためには、直接、出版元に発注する必要がある。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により日本加除出版株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当（電話番号：06-6208-7337）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

住民基本台帳ネットワークシステム端末機器 一式

### 2 契約の相手方

日立キャピタル株式会社

### 3 随意契約理由

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「本システム」という。）端末機器は、日立キャピタル株式会社と平成 28 年 1 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで長期継続契約にて機器の保守を盛り込んだリース契約を行っている。

本システムのサーバが OS のサポート期間が終了することに伴い、令和 2 年 1 月より機種更新をおこなうが、それと同時に本システムのサーバと共通設定、プログラムで運用している端末についても、OS のサポート期間が令和元年 12 月に終了するため機種更新をおこなう必要がある。

現行契約終了とともに機種更新をおこなうと機種更新後のサーバとの連携作業及び動作確認等の期間の約 1 ヶ月間システムの操作がおこなうことが不可能になる。

そのため、サーバの機種更新までの 1 年間リース契約での新規発注を行うか、現行機器の再リースを行うか検討を行ったところ、OS のサポート期間が 1 年以上残っているため、継続使用することに問題はなく、再リースを行うほうが新規契約を行うより経済的であることから当該契約を行うに相当な妥当性及び合理性があると判断できるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

市民局総務部住民情報担当（電話番号：06-6208-7337）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

住民基本台帳ネットワークシステムサーバ等機器 一式借入

### 2 契約の相手方

日立キャピタル株式会社 法人事業本部 関西法人支店

### 3 随意契約理由

住民基本台帳ネットワークシステム（以下、「本システム」という。）サーバ等機器は、日立キャピタル株式会社と平成 25 年 11 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日まで長期継続契約にて機器の保守を盛り込んだリース契約を行っている。

リース契約満了により、平成 30 年 11 月に機種更新を行う必要があるが、現在 ICT 戦略室でサーバ設置場所を現在の中央情報処理センターから民間データセンターに変更する計画をすすめており（平成 32 年 1 月から稼働予定）、民間データセンターが開始された際に、リース中のサーバを移設する必要があるが、データの破損・紛失・機器故障等のリスクがあるため現実的ではない。このため、平成 30 年 11 月に機種更新を行うとデータセンター稼働まで 1 年 2 ヶ月のリース契約となり、月額リース経費が高額になる。また、システムのリース契約は通常 5 年間を基本としているため、通用とおり 5 年でのリースを行った場合、データセンター稼働後は解約することとなり、残リース金額に近い金額を損害賠償として支払うこととなる。

以上の理由から、本システムはデータセンター化のタイミングで機種更新を行うこととし、その間は現行機器を引き続き賃貸借することが必要であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

市民局総務部住民情報担当（電話番号：06-6208-7339）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

住民基本台帳ネットワークシステム端末等機器 一式

### 2 契約の相手方

NEC キャピタルソリューション株式会社

### 3 随意契約理由

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「本システム」という。）端末等機器は、NEC キャピタルソリューション株式会社と平成 26 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日まで長期継続契約にて機器の保守を盛り込んだリース契約を行っている。

本システムのサーバが OS のサポート期間が終了することに伴い、平成 32 年 1 月より機種更新をおこなうが、それと同時に本システムのサーバと共通設定、プログラムで運用している端末についても、OS のサポート期間が平成 31 年 12 月に終了するため機種更新をおこなう必要がある。

現行契約終了とともに機種更新をおこなうと機種更新後のサーバとの連携作業及び動作確認等の期間の約 1 ヶ月間システムの操作がおこなうことが不可能になる。

そのため、サーバの機種更新までの 1 年間リース契約での新規発注を行うか、現行機器の再リースを行うか検討を行ったところ、OS のサポート期間が 1 年以上残っているため、継続使用することに問題はなく、再リースを行うほうが新規契約を行うより経済的であることから当該契約を行うに相当な妥当性及び合理性があると判断できるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により特名随意契約をおこなう。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

市民局総務部住民情報担当（電話番号：06-6208-7339）